

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
翌日の  
翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 字等の区域の新設等
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地改良事業の認可 (二件)
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業の工事の完了
- 県営土地改良事業の工事の完了
- 解除予定の保安林

## 告 示

### 鳥取県告示第百六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二

項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高草地区第五工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和五十四年六月七日現在の地番による。)
徳尾字熊ヶ坪	徳尾字大所四五六から四五九までの一部、四六〇の二、四六〇の三の一部、四六一の一部、四六三から四六五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに徳尾字熊ヶ坪ノ一 四六六の二から四六六の三までの一部、四六六の四、四六八から四七〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
徳尾字長田	徳尾字熊ヶ坪ノ一 四六六の二の一部、四六六の三の一部、四六七の二の一部、四六八から四七〇までの一部、四七二の二の一部、四七二の三、四七二の四、四七三、四七四、四七四内一次一、四七四内一次二、四七五及びこれらと一体をなす国有地の一部、徳尾字中島四七六の一及び四七七の一部、徳尾字熊ヶ坪ノ二 四七八の一、四七八の二、四七九の二の一部、四七九の三の一部及びこれらと一体を

<p>徳尾字花原</p>	<p>なす国有地、里仁字菱田一〇一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに里仁字上八反田二〇二、一〇三の一部、一〇三の二の一部、一〇三の三、一〇四の二、一〇八の三の一部、一〇八の四、一〇九の一部、一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>徳尾字土手崎</p>	<p>徳尾字土手崎ノ二 三二二の一部、徳尾字大所四五九の一部、四六〇の二の一部、四六〇の三の一部、四六四の一部、四六五の一部及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字熊ヶ坪ノ一 四六六の二の一部、四六六の三の一部、四六七の二の一部、四六七の二及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字熊ヶ坪ノ二 四七九の二の一部、四七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四七九の三と一体をなす国有地の一部、徳尾字花原ノ一 四八六の二の一部、四八八の二の一部、四八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、徳尾字花原ノ二 四八九の二から四八九の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに徳尾字花原ノ三 四九〇、四九一の二の一部、四九一の二の一部、四九二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>徳尾字坪田</p>	<p>徳尾字土手崎ノ二 三二一の三、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二一の六と一体をなす国有地の一部、徳尾字土岸ノ一 三二三の一及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字花原ノ一 四八六の二の一部、四八八の二の一部、四八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四八八の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>一部、徳尾字花原ノ三 四九一の二の一部、四九一の二の一部、四九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九一の二と一体をなす国有地の一部、嶋字早魃一〇の三、一一の三、一二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに嶋字下モ中坪五七の七、五七の八、五八の一、五八の六、五九、六〇の二、六〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大桧字中白木</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年六月七日現在の地番による。）</p>
<p>大桧字西スクモ田</p>	<p>大桧字中白木のうち一六の三、一七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大桧字僧ヶ谷</p>	<p>大桧字西スクモ田のうち三二の一、三三から三六まで、三七の一、三八の一、四〇の一、四〇の二、四一から四五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大桧字僧ヶ谷のうち四六の一、四六の二、四七の一部、四八の一部、四九の一、四九の二、五〇、五一の一部、五二の二の一部、五二の二、五三の二の一部、五三の二、五五の一部、五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八と一体をなす国有地の一部以外の区域、大桧字西スクモ田三二の二の一部、三三から三六まで、三七の一、三八の二の一部、四〇の二の一部、四一の一部、四二、四三、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四</p>	<p>大桧字僧ヶ谷のうち四六の一、四六の二、四七の一部、四八の一部、四九の一、四九の二、五〇、五一の一部、五二の二の一部、五二の二、五三の二の一部、五三の二、五五の一部、五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八と一体をなす国有地の一部以外の区域、大桧字西スクモ田三二の二の一部、三三から三六まで、三七の一、三八の二の一部、四〇の二の一部、四一の一部、四二、四三、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四</p>

<p>大橋字僧ヶ谷奥</p> <p>五と一体をなす国有地の一部、大橋字僧ヶ谷奥七六の二、七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇の一及び七〇の二と一体をなす国有地の一部並びに里仁字中町一一五の四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大橋字下前田</p> <p>大橋字下前田のうち一〇一の一部及び一〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大橋字僧ヶ谷四六の一の一部、四六の二の一部、四七の一部、四八の一部、四九の一、四九の二、五〇、五一の一部、五二の一部、五二の二、五三の一部、五三の二、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字僧ヶ谷奥七七の二の一部、七九の二、八四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇、八四の一及び八五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大橋字西白木</p> <p>大橋字下前田のうち一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三及び一〇四の二と一体をなす国有地の一部並びに大橋字村土居二〇四の三、二〇五の二、二〇六の二、二〇七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇二の一、二〇三及び二〇四の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大橋字西白木のうち一〇三の一部、一〇四の一部、</p>	
<p>大橋字村土居</p> <p>一〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三及び一〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大橋字中白木一六の三、一七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七の一と一体をなす国有地の一部、大橋字西スクモ田三八の一の一部、四〇の一の一部、四〇の二、四一の一部、四四、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大橋字僧ヶ谷四六の一の一部、四六の二の一部、四七の一部、五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八と一体をなす国有地の一部並びに大橋字下前田一〇一の一部及び一〇一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>里仁字築尾軍田</p> <p>大橋字村土居のうち二〇四の三、二〇五の二、二〇六の二、二〇七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇二の一、二〇三及び二〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>里仁字菱田</p> <p>里仁字築尾軍田のうち六六、六七及び六八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>里仁字菱田のうち一〇一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、里仁字上八反田一〇三の一の一部、一一〇の一部並びに徳尾字中島四七七の一部</p>	<p>里仁字上八反田</p> <p>里仁字上八反田のうち二〇二、一〇三の二から一〇三の三まで、一〇四の二、一〇八の三、一〇八の四、一〇九、一一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇八の二と</p>

<p>里仁字中町</p>	<p>一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>里仁字中町のうち一一五の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、里仁字菱田九七の二と一体をなす国有地の一部、里仁字上八反田一〇三の二の一部、一〇八の三の一部、一〇九の一部、一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八の二及び一一〇と一体をなす国有地の一部並びに大橋字西スクモ田三二の二の一部及び三二の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>徳尾字土手崎ノ二</p>	<p>徳尾字土手崎ノ二のうち三一の一の三、三二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三一の六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>徳尾字土手崎ノ二のうち三二一の三、三二二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、徳尾字南田三二八の一の一部、三二九の一部、三三〇の一部、三三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字大所四五六の一部、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五六と一体をなす国有地の一部並びに徳尾字花原ノ三 四九二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>徳尾字南田</p>	<p>徳尾字南田のうち三二八の一の一部、三二九の一部、三三〇の一部、三三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、徳尾字熊田ノ一 三九五の一、三九六の一、三九七の一及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字石橋ノ一 四四七の二の一部及び四四七の二と一体をなす国有地</p>
<p>徳尾字熊田ノ一</p>	<p>有地の一部、徳尾字石橋ノ二 四五〇の一部及び四五二の二の一部並びに四五〇及び四五二の二と一体をなす国有地の一部並びに徳尾字大所四五六と一体をなす国有地の一部</p> <p>徳尾字熊田ノ一のうち三九五の一、三九六の一、三九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>徳尾字築尾</p>	<p>徳尾字築尾のうち四二八の一、四二八の二、四二九の一部、四三〇から四三二まで、四三四の二の一部、四三六、四三七の二の一部、四三八、四三九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四三九と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに徳尾字築尾軍田四二五の一の一部及び四二五の二の一部</p> <p>徳尾字石橋ノ一のうち四四七の二の一部及び四四七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、徳尾字築尾四三九の一部及び四三九と一体をなす国有地の一部並びに徳尾字石橋ノ二 四四九、四五〇の一部、四五一、四五二の二の一部、四五三の一部、四五四、四五五の一の一部、四五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>徳尾字石橋ノ二</p>	<p>徳尾字石橋ノ二のうち四四九、四五〇の一部、四五一、四五二の一の一部、四五二の二の一部、四五三の一部、四五四、四五五の一の一部、四五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五〇及び四五二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、徳尾字築尾軍田四二五の一の一部、四二五の二の一部、四二六、四二七の三の一部、四</p>

<p>徳尾字花原ノ一</p>	<p>徳尾字花原ノ一のうち四八六の二、四八八の一、四八八</p>
<p>二 徳尾字熊ヶ坪ノ</p>	<p>徳尾字熊ヶ坪ノ二のうち四七八の一、四七八の二、四七九の一、四七九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四七九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>徳尾字中島</p>	<p>徳尾字中島のうち四七六の一及び四七七以外の区域</p>
<p>徳尾字大所</p>	<p>二七の四及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字築尾四二八の二の一部、四二八の二、四二九の一部、四三〇の一部、四三一の一部、四三二、四三四の二の一部、四三六の一部、四三七の二の一部、四三八の一部、四三九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに里仁字築尾軍田六六及び六七と一体をなす国有地の一部</p> <p>徳尾字大所四五六から四五八までの一部、四六一の一部、四六二及び四六三の一部、徳尾字築尾軍田四二七の一、四二七の二、四二七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字築尾四二八の二の一部、四三〇の一部、四三一の一部、四三六の一部、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字石橋ノ二 四五二の二の一部、四五二の二の一部、四五三の一部、四五五の二の一部、四五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、徳尾字熊ヶ坪ノ一 四七〇の一部、四七一の二の一部、四七一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに里仁字築尾軍田六七及び六八と一体をなす国有地の一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>徳尾字築尾軍田、徳尾字熊ヶ坪ノ一及び徳尾字花原ノ三</p>
<p>徳尾字花原ノ二</p>	<p>の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>嶋字早魁</p>	<p>徳尾字花原ノ二のうち四八九の一から四八九の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>嶋字下モ中坪</p>	<p>嶋字早魁のうち一〇の三、一一の三、一二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>嶋字下モ中坪</p>	<p>嶋字下モ中坪のうち五七七の七、五七八の八、五八一、五八の六、五九、六〇の二、六〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第百六十五号

昭和五十五年一月十三日付けで智頭町から申請のあつた土地改良(三田地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十六号

昭和五十五年二月四日付けで八東町から申請のあつた土地改良(小畑地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十七号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(三保地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(岩吉地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る高草地区第五工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
三ヶ堰地区ほ場整備事業	昭和五十四年七月十七日	米子市尚徳三ヶ堰土地改良区
妻鹿野地区農道整備事業	昭和五十四年十一月十八日	八東町

鳥取県告示第七十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営弓ヶ浜地区基幹農道舗装事業	昭和五十三年三月十五日
県営法勝寺地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十三年三月二十七日
県営箕蚊屋地区ほ場整備事業	昭和五十三年三月二十五日
県営江府地区一般農道整備事業	昭和五十三年九月三十日
県営安田地区一般農道整備事業	昭和五十三年六月三十日
県営大栄地区一般農道整備事業	昭和五十三年六月二十日
県営八東地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十四年一月十六日
県営江北地区かんがい排水事業	昭和五十四年三月二十五日

鳥取県告示第七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市賀露町字上浜一七〇三の六七九
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】